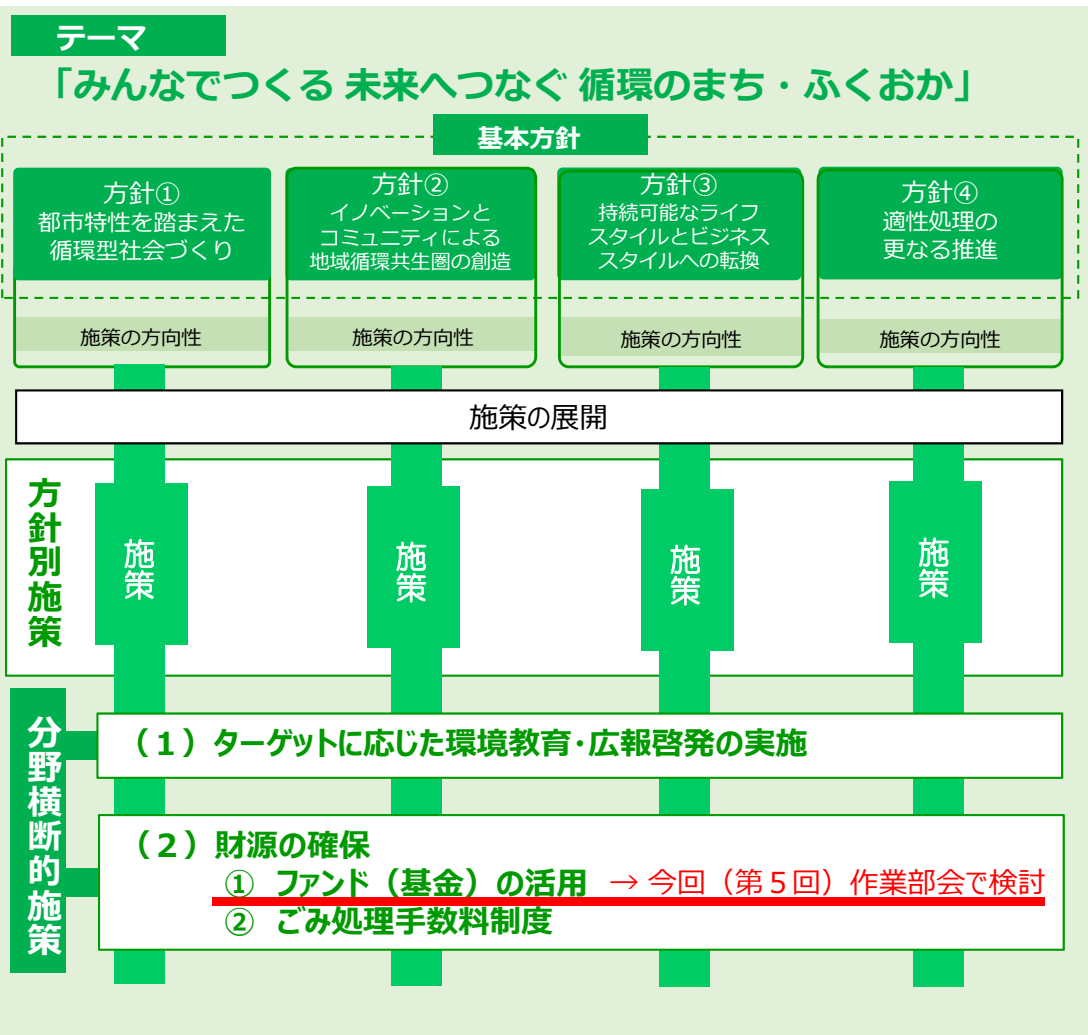


第5次一般廃棄物処理基本計画では、4つの基本方針の下に施策の方向性を整理し、基本方針別に施策を検討していくが、各方針（分野）に共通する施策を分野横断的施策とする。



財源の確保 ～ファンドの活用～

1 ファンド（基金）とは

(1) 環境市民ファンド

- 「循環のまち・ふくおか基本計画」（平成16年12月策定）に基づき福岡式循環型社会を支える仕組みの一つとして創設
- 平成17年10月の家庭ごみ有料化により節減できた一般財源の一部を積み立て。（家庭ごみ袋販売見込み額に定率を乗じて算出）
- 基金の設置目的：市民の環境保全に関する実践活動を支援するとともに、地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、本市における環境の保全を図る

(2) 事業系ごみ資源化推進ファンド

- 「事業系ごみ資源化推進検討委員会」答申（平成22年12月）を踏まえ、資源化に取り組む排出事業者や資源化事業者への支援策として設置。
- 事業系ごみ処理手数料の減免率の段階的な廃止に伴う収入の一部を積み立て。
- 基金の設置目的：事業者の自主的な取組みのみでは事業系ごみの資源化が進まない現状に鑑み、事業者の排出者責任を踏まえつつ、その資源化に向けた取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を促進し、もって循環型社会の形成に資する

2 基本計画で定める方向性（案）

環境市民ファンド、事業系ごみ資源化推進ファンドともに福岡市民の主体的な環境保全活動や市の環境施策を下支えする貴重な財源となっており、今後も効果的な活用を図っていく。

財源の確保 ～ファンドの活用～

3 環境市民ファンド

(1) 設置の目的等

環境市民ファンドは、平成17年10月の家庭ごみ有料化を契機に、市民によるごみ減量・リサイクル、環境美化の取組みをはじめとした環境活動を資金面で支援するために創設された。

【設置時期】平成17年4月

【目的】市民の環境保全に関する実践活動を支援するとともに、地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、本市における環境の保全を図る
(福岡市環境市民ファンド条例 第1条)

(2) 対象事業

これまで、環境市民ファンドを活用して、市民によるごみ減量・リサイクル、環境美化の取組みの支援として、右記の事業を実施してきた。

(3) 今後の活用

環境市民ファンドは、市民の主体的な環境保全活動を下支えする貴重な財源となっており、今後も市民のニーズを把握しながら、事業効果や優先順位を踏まえた選択と集中を行い、効果的な活用を図っていく。



環境市民ファンド対象事業 (一部)

事業名	内容	実績 (平成30年度)
3Rステーション事業	市民が行うごみ減量・リサイクル活動に必要な情報や活動の場所を提供するため3Rステーション(西部及び臨海)を運営するとともに、3R講座やイベント等を実施	来場者数：112,570人 講座参加者数：9,372人
地域集団回収等報奨制度	地域の自主的な集団回収を実施する団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付し、資源物のリサイクルを促進	回収量：17,195トン 団体数：1,965団体
拠点での資源物回収事業	市民が持ち寄ることができる資源物回収拠点を設置することにより、古紙やペットボトル等の再資源化可能な資源物の回収を促進	回収量：10,656トン 回収拠点：495か所
使用済小型電子機器回収事業	再資源化可能なレアメタル等を含む使用済小型電子機器の回収拠点を区役所・地下鉄駅・スーパー等に常設するほか、イベント等での回収も実施し、再資源化を促進	回収量：84トン 設置数：66か所
蛍光灯等の拠点回収事業	公共施設や家電量販店、薬局等において拠点回収を行い、再資源化を促進	回収量：43トン
3R推進事業	市民による3Rの実践とライフスタイルの変革を促進するため、参加型の啓発を実施	事業への参加者数：1,248人
生ごみリサイクル促進事業	生ごみ堆肥の作り方や堆肥の使い方を学ぶ菜園講座、マンション等の共同住宅でも取り組みやすい段ボールコンポストの使い方を学ぶ座学講座を実施	講座受講者数：399人 講座実施回数：27回
ラブアース・クリーンアップ事業	市民・企業・行政が協力して海岸や河川・公園などの一斉清掃を実施	参加人数：45,476人 ごみ回収量：137トン ※市内実績
地域ぐるみ清掃推進事業	清掃月間に全市域において町内会等を単位に実施する地域ぐるみの清掃及び個人又は団体が公共の場所をボランティアで行う清掃に対し、ごみ袋を配布し、地域の環境美化活動を支援	実施人数：95,902人 回収量：943トン
不法投棄対策	不法投棄重点対象地域にて、地域住民が自主的に行っている不法投棄防止活動を支援し、地域の環境保全を促進	不法投棄処理量：48トン

財源の確保 ～ファンドの活用～

4 事業系ごみ資源化推進ファンド

(1) 設置の目的等

事業系ごみ資源化推進ファンドは、平成23年10月の事業系ごみ処理手数料減免見直しを契機として、事業系ごみの資源化を進めるために創設された。

【設置時期】平成23年10月～令和8年3月

【目的】事業者の自主的な取組みのみでは事業系ごみの資源化が進まない現状に鑑み、事業者の排出者責任を踏まえつつ、その資源化に向けた取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を促進し、もって循環型社会の形成に資する
(事業系ごみ資源化推進ファンド条例第1条)

(2) 対象事業

右記の事業を実施。基金の処分対象事業の選定や評価等については、学識経験者等で構成する「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会」を開催し、客観的な立場で基金の処分対象事業の選定や評価等について審議。

(3) 今後の活用

事業系ごみ資源化推進ファンドは、事業者の資源化の取組みを支援する事業の貴重な財源となっており、事業の効果検証を適切に実施しながら、引き続きファンドの有効活用を図っていく。

事業系ごみ資源化推進ファンド対象事業（一部）

事業名	内容（令和2年度実施内容）	実績 (平成30年度)
事業系ごみ減量再資源化指導	特定事業用建築物（延床面積1,000㎡超）の所有者等に、廃棄物減量等推進責任者の選任、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等を義務づけ、立入等による指導・啓発を行うことにより、事業系のごみ減量・再資源化を推進	立入指導等： 延べ2,017件 計画書提出依頼件数： 4,910件
事業系ごみ資源化調査	事業系ごみの減量・リサイクル推進のための基礎データとして、事業系の業種別のごみの排出状況、分別状況等を調査	調査検体数： 22検体
事業系ごみ資源回収推進事業	① 事業系ごみ資源化情報発信事業 資源化に関する専用ホームページを活用したマッチングサービスの提供や資源化に関する情報発信を行うとともに、ルールブック等による広報・啓発を実施。 「もったいない！食べ残しをなくそう福岡エコ運動」の広報・啓発を行い、飲食店などの食べ残し等の減量を推進する。	マッチング 申込件数： 103件 エコ運動協力店： 412店舗
	② 資源物回収協定制度 本市と優良な資源物回収業者が協定を締結し、両者が連携を図ることにより資源物の再生利用を促進	協定参加 事業者： 21業者
	③ 事業系古紙回収推進事業 関係業界と協力し、中小事業者等を対象として、一般廃棄物収集運搬許可業者による古紙回収を実施	回収量： 7,618トン
	④ 事業系食品廃棄物3R推進事業 食品関連事業者に向けて食品リサイクル施設やフードバンク活動についての広報・啓発を実施。 特に食品ロスについては、市内のフードバンク団体と共にガイドブック作成や事業者説明会などを実施し、事業者のフードバンク活動への誘導を推進し削減を図る。	食品寄贈企業数： 90社 提供量： 74トン
	⑤ 古紙分別等導入啓発事業 事業系ごみ分別区分追加の円滑な導入に向けて、様々な広報媒体を用いて、効果的に企業・事業者への広報啓発を実施する。	(R2年度から実施のため実績なし)
事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業	資源化技術や資源化に係る採算性向上の研究開発、資源化を促進する資源物回収システムや制度構築などの社会システム研究や社会実験に対する支援を実施	補助件数： 1件(累計5件)
事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援	事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設及び設備を市内で整備するために要する費用について、その一部を補助し誘致を図る。	補助件数： 1件(累計2件)